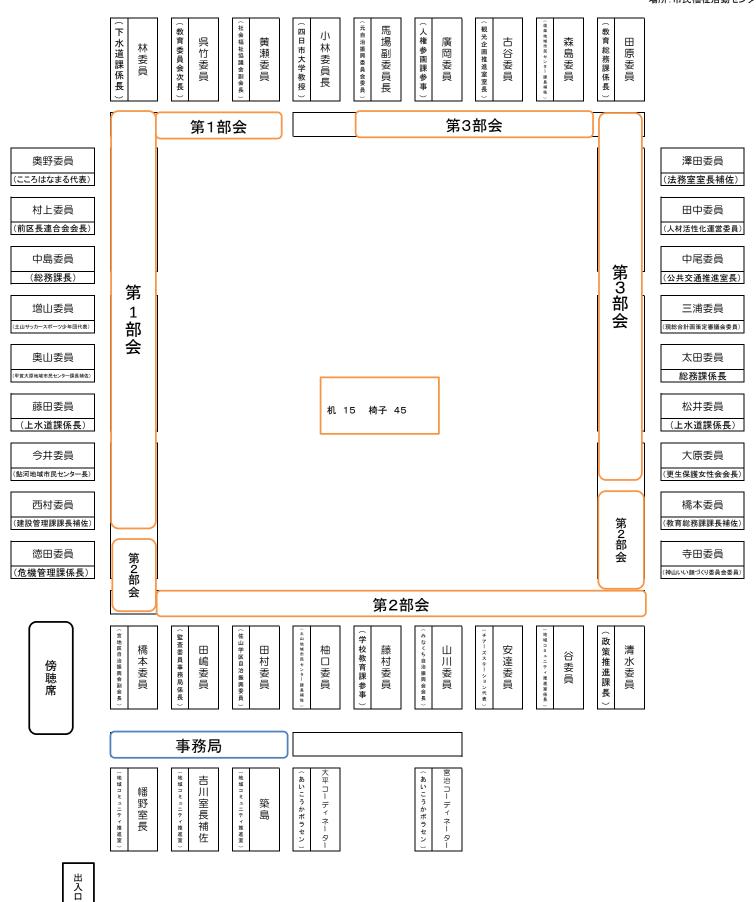
第15回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時: 平成 26年(2014年)8月5日(火) 14時00分から16時00分まで 場所: 市民福祉活動センター 多目的室

- 1 開 会
- 2 第14回会議録の確認について
- 3 部会案に対する意見出し
- 4 部会案に対する意見の整理
- 5 今後のスケジュール
 - ・第 16 回 平成26年9月9日(火) 場所:サントピア水口 教養文化室 14:00~16:00
 - ・第 17 回 平成26年10月2日(木) 場所:サントピア水口 教養文化室 19:00~21:00
- 6 その他
- 7 閉 会



甲貨市市民憲章

わたしたちは「みんながっくる住みょさと活気あかれる甲賀市」 を目指して、この憲章を定めます。

> あかれる愛に いろどる山河と こぼれる笑顔に うみだす活力 受けつぐ伝統 かがやく未来に

あなたも仲間 生きいき文化 たる安心 鹿深の夢を

第14回(7月15日)の議論の確認

第14回(1月13日)の議論の唯祕 							
論点	関連部会	部会または個人の考え方と関連意見					
自治基本条例を最高規範として位置づけるか。	· 第1部会						
「地域愛」「国際」「子ども」「高齢者」 「障がい者」を特出しするか。	第1005						
「協働」と「市民の役割」との調整	第2部会						
住民投票について	第3部会	 ・常設型ではなく、個別設置型を考えている。市政の重要事項について問題がある場合、その目的にあった方法で条例を設けて行う。個別の案件ごとに議会による条例案の審議が必要であるため、議会によるチェックが可能。自治基本条例に実施できることを明記しておく方がいいのではないか。(第3部会) ・地方自治法に基づく有権者の50分の1以上の署名で条例制定の直接請求が可能なので、あえて自治基本条例に住民投票についての記載はしなくてもいいのではないか。(他の委員の考え) 					
条文の表現の仕方(書き方)の調整	全体	・市民視点で、みんなにわかりやすい表現がいいとは思うが、ぶれない解釈が必要。 ・「ます」「です」調はやさしい印象を与えるが、項目の内容によってはふさわしくないものもあるのではないか。・地方自治法では「~しなければならない」という条文の部分を、条例であらためて記載する場合「~に努める」という表現ではいけない。全体的に法律との整理が必要。					
市民の範囲 (別添資料参照)	全体	・住民(満20歳以上、3か月以上在住、日本国籍) (O)前文の「私たち」、(2)位置づけの「市民の目線」 ・上記に加え、未成年(子ども)、外国籍住民 ・上記に加え、通勤、通学、個人事業主、本籍、土地所有者 ・上記に加え、地縁団体(区・自治会・自治振興会)、市 民活動団体(NPOを含む)、事業所(企業)、法人					
言葉の整理	全体	「市」と「行政」、「議会」と「市議会」など					
自治基本条例の名称について	全体	親しみやすい名称など					

「私たち」	市民の範囲	A A	В			
【満20歳以上、3か月以上在 住、日本国籍】	【左記に加え、未成年(子ども)、外国籍住民】	【左記に加え、通勤、通学、個人事業主、本籍、土地所有者】	【左記に加え、地縁団体(区・自治会・自治振興会)、市民活動団体(含:NPO)、事業所(企業)、法人】			
「私たち」			「市民一人一人」、「市民相互」			
			「市民」			
「市民の目線」						
			「市民」			
なし						
			「私たちは」※表現の再考			
			「市民」			
なし						
なし						
		「地域住民」※表現の再考				
			「市民」			
なし						
	「地域住民」		「市民」			
	「地域住民」					
			「その地域に住む、または活動するすべての個人」			
			「市民」			
			「市民」			
			「市民」			
なし						
			「市民」			
			「市民」			
			「市民」			
			「市民」			
			「市民の声」 「市民の代表者として」※表現の再考			
			「市民」			
			「市民」			
	【満20歳以上、3か月以上在住、日本国籍】	【満20歳以上、3か月以上在住、日本国籍】 「私たち」 「私たち」 「市民の目線」 「市民の目線」 「市民の目線」 「地域住民」	【満20歳以上、3か月以上在住、日本国籍】 【左記に加え、海勤、通学、個人事業主、本籍、土地所有者】 「私たち」 なし 「市民の目線」 なし なし なし 「地域住民」※表現の再考 「地域住民」 「地域住民」 「地域住民」 「地域住民」			

市民の範囲について



範囲	表現(案)							
「私たち」								
Α	個人	市民						
В	市民	市民等						

地緣団体(区·自治会、自治振 興会、市民活動団体(含:NP O)、事業所(企業)、法人



通勤、通学、個人事業主、 本籍、土地所有者

未成年(子ども)、外国籍住 民

「私たち」

住民(有権者)【満20歳以上、3 か月以上、日本国籍】